

在宅医療・在宅介護の分野での駐車禁止の緩和を求めます 平成 21 年 2 月 1 日

- 1 国民の在宅医療への要望は高く、国も医療費抑制政策の一環として在宅医療を推奨しているはずですが。
- 2 在宅医療に直接携わる医療や介護の現場では、車の使用は不可欠です。06 年 6 月改正道路交通法が施行されて以来、訪問診療や訪問看護と明らかにわかっているにもかかわらず駐車禁止として民間監視員によりステッカーが貼られ、反則金が請求されています。
- 3 この駐車禁止除外手続きのひとつに「駐車禁止許可証」がありますが、その申請書類は、実にたくさんあり、事務的な手間も費用も現場には大きな負担となっています。
- 4 さらにその更新申請の間隔も半年に 1 回で、車や運転者が変わればその都度提出が必要であり、現状は殆ど「在宅医療イジメ」と言えます。

以上より

- 1 国民・市民に必要性がある在宅医療の重要性にかんがみ、訪問診療・訪問看護・訪問介護等の訪問系サービスに対しての駐車禁止措置の緩和を求めます。現状の「駐車許可証」の申請は事務的手続きが極めて煩雑で手間と費用を要するものであり、その簡素化を求めます。
- 2 具体的には、現在の「駐車規制及び駐車許可制度の運用」を見直し、「駐車許可証」の
提出件数の削減 = 現状は訪問先を全部提出しなければならないが、代表的なもの 15 件程度に削減する。
新規の訪問先や運転者の（その都度の）提出は不要とする。
更新期限の延長 = 現状は「6 ヶ月毎の更新」だがこれを「3 年毎に更新」に延長させる

こうした措置が実現しますと、現場には大変な朗報となりますので、関係各所に要望致します。